

## 令和7年度第7回甲賀市下水道審議会 次 第

日 時：令和7年12月18日（木）

午後2時00分から

場 所：甲賀市役所 3階 会議室301

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 審議事項

下水道使用料の改定について

5. その他

6. 閉 会

令和7年度 第7回

## 甲賀市下水道審議会

開 会

市民憲章唱和

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	元える安心
うみだす活力	受けついで伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

会長あいさつ

部長あいさつ

# 審議

## 下水道使用料の改定について

▶ 5

### 下水道審議会の協議概要

前回審議会のテーマ：使用料体系の検討・決定

使用料体系の検討

第5回審議会でのご意見をもとに、  
4つの案を提案

使用料体系の決定

案1～4のうち、案2を使用料体系  
として決定

#### 第6回審議会での主なご意見

- ・現行と比較して増加率が100%を切る案というのは、公平な負担という観点から理屈が立ちにくい。
- ・基本料金を低めに設定すると、長期的な面で収入が厳しくなるのではないか。
- ・どこかの区分に負担が偏りすぎるのは、いかがなものかと思う。
- ・平均改定率が目標値に少し足りないが、今後の経営に響くことはないか。

▶ 6

# 下水道審議会の協議概要

## 今回のテーマ：収支計画の修正、答申案の検討

### 収支計画の修正

決定した使用料体系から、改定後の使用料を試算し、収支計画に反映

### 答申案の検討

答申に向け、答申案の内容について検討

▶ 7

## 収支計画の修正について

【下水道使用料改定シミュレーション収支計画】

資料 1

### 改定前収支(諮詢書添付収支計画、検討ケース1より転記)

収益的収支	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(決算)	R7(予算)	R8(予測)	R9(予測)	R10(予測)	R11(予測)	R12(予測)	R13(予測)	R14(予測)	R15(予測)	R16(予測)
収入	3,526,925	3,462,854	3,410,205	3,452,071	3,442,936	3,396,585	3,445,153	3,424,223	3,437,613	3,523,788	3,503,496	3,491,193	3,457,688	3,437,256
内使用料収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,501,807	1,469,793	1,477,874	1,583,335	1,569,085	1,554,963	1,540,969	1,527,100
支出	3,393,842	3,393,069	3,345,779	3,388,564	3,467,342	3,643,145	3,611,444	3,597,510	3,620,259	3,608,635	3,620,233	3,619,414	3,597,296	3,576,157
当期純損益	133,083	69,785	64,426	63,507	▲ 24,406	▲ 246,560	▲ 166,291	▲ 173,287	▲ 182,646	▲ 84,847	▲ 116,737	▲ 128,221	▲ 139,608	▲ 138,901
繰越利益剰余金	850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	777,279	610,988	437,701	255,055	170,207	53,470	▲ 74,751	▲ 214,360	▲ 353,261

### 改定後収支見込(案②による使用料見込額反映)

収益的収支	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(決算)	R7(予算)	R8(予測)	新料金適用(第1期・15%)			新料金適用(第2期・30%)			(単位:千円)		
							R9(予測)	R10(予測)	R11(予測)	R12(予測)	R13(予測)	R14(予測)	R15(予測)	R16(予測)	
収入	3,526,925	3,462,854	3,410,205	3,452,071	3,442,936	3,396,585	3,573,940	3,552,246	3,564,701	3,796,224	3,774,184	3,759,341	3,724,138	3,690,999	
内使用料収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,691,978	1,678,442	1,665,015	1,879,090	1,862,178	1,845,419	1,828,810	1,812,351	
支出	3,393,842	3,393,069	3,345,779	3,388,564	3,467,342	3,602,825	3,570,930	3,603,903	3,626,664	3,615,046	3,639,522	3,638,703	3,616,585	3,595,446	
当期純利益	133,083	69,785	64,426	63,507	▲ 24,406	▲ 206,240	3,010	▲ 51,657	▲ 61,963	181,178	134,662	120,638	107,554	95,553	
繰越利益剰余金	850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	817,598	820,608	768,950	706,987	888,165	1,022,828	1,143,466	1,251,020	1,346,573	

※経費回収率は第1段階の改定で100.92%、第2段階で111.48%、令和16年度では105.02%の予測となります。  
※基準外総入金は改定前収支の合計額より30%削減しています。

▶ 8

## 答申案の検討について

案

資料2

甲 下 審 第 号  
令和8年(2026年)3月 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市下水道審議会  
会長 的 場 計 利

下水道使用料の改定について（答申）

令和7年（2025年）8月8日付け甲 水 総 第219号で諮問を受けた上記について、次のとおり答申します。

そ の 他

## 広報について

使用料改定の内容や趣旨について、広報こうかやホームページ等で市民・事業者の皆さんに段階的に周知を行います。

第1回：答申内容や下水道事業の状況について  
(掲載時期は5月号か6月号を予定)

第2回：改定の背景、改定時期、改定前後の使用料体系などについて  
(掲載時期は9月号か10月号を予定)

▶ 11

閉会

ありがとうございました。

お気をつけて  
おかえりください。

## 【下水道使用料改定シミュレーション収支計画】

資料 1

## 改定前収支(諮詢書添付収支計画、検討ケース1より転記)

(単位:千円)														
収益的収支	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(決算)	R7(予算)	R8(予測)	R9(予測)	R10(予測)	R11(予測)	R12(予測)	R13(予測)	R14(予測)	R15(予測)	R16(予測)
収入	3,526,925	3,462,854	3,410,205	3,452,071	3,442,936	3,396,585	3,445,153	3,424,223	3,437,613	3,523,788	3,503,496	3,491,193	3,457,688	3,437,256
内使用料収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,501,807	1,489,793	1,477,874	1,583,335	1,569,085	1,554,963	1,540,969	1,527,100
支出	3,393,842	3,393,069	3,345,779	3,388,564	3,467,342	3,643,145	3,611,444	3,597,510	3,620,259	3,608,635	3,620,233	3,619,414	3,597,296	3,576,157
当期純損益	133,083	69,785	64,426	63,507	▲ 24,406	▲ 246,560	▲ 166,291	▲ 173,287	▲ 182,646	▲ 84,847	▲ 116,737	▲ 128,221	▲ 139,608	▲ 138,901
繰越利益剰余金	850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	777,279	610,988	437,701	255,055	170,207	53,470	▲ 74,751	▲ 214,360	▲ 353,261

## 改定後収支見込(案②による使用料見込額反映)

収益的収支	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(決算)	R7(予算)	R8(予測)	新料金適用(第1期・15%)			新料金適用(第2期・30%)			(単位:千円)		
							R9(予測)	R10(予測)	R11(予測)	R12(予測)	R13(予測)	R14(予測)	R15(予測)	R16(予測)	
収入	3,526,925	3,462,854	3,410,205	3,452,071	3,442,936	3,396,585	3,573,940	3,552,246	3,564,701	3,796,224	3,774,184	3,759,341	3,724,138	3,690,999	
内使用料収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,691,978	1,678,442	1,665,015	1,879,090	1,862,178	1,845,419	1,828,810	1,812,351	
支出	3,393,842	3,393,069	3,345,779	3,388,564	3,467,342	3,602,825	3,570,930	3,603,903	3,626,664	3,615,046	3,639,522	3,638,703	3,616,585	3,595,446	
当期純利益	133,083	69,785	64,426	63,507	▲ 24,406	▲ 206,240	3,010	▲ 51,657	▲ 61,963	181,178	134,662	120,638	107,554	95,553	
繰越利益剰余金	850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	817,598	820,608	768,950	706,987	888,165	1,022,828	1,143,466	1,251,020	1,346,573	

※経費回収率は第1段階の改定で100.92%、第2段階で111.48%、令和16年度では105.02%の予測となります。

※基準外繰入金は改定前収支の合計額より30%削減しています。

案

資料2

甲 下 審 第 号

令和8年(2026年) 3月 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市下水道審議会

会長 的 場 計 利

下水道使用料の改定について (答申)

令和7年(2025年) 8月8日付け甲 水 総 第219号で諮問を受けた上記について、次のとおり答申します。

## 1. 答申の考え方

### 1) 甲賀市下水道事業の現状と使用料改定の必要性

平成16年10月の合併以降、合併協議会で決定された使用料体系を採用され、以後一度も下水道使用料の改定はなされていません。また、利用者負担の公平化・均一化を図るため、平成23年から公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系となっています。

平成28年4月から地方公営企業法を適用し、経営戦略に基づき財政健全化に取り組まれていますが、汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

一方で、施設の老朽化によって経費の増大が見込まれることから、この経費を縮減するため、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続による施設の統廃合や更新が進められています。

また、滋賀県汚水処理施設整備構想に基づき、令和10年度を目標に整備が進められている信楽地域や世帯の分化等に伴う水口地域、甲南地域での接続件数の微増が見込まれるもの、人口減少、節水機器の進化や節水意識など生活形態の変化による水需要の減少から、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にあります。さらには、施設の耐震化対策や物価高騰に伴う維持管理経費の増加に加え、令和8年度からは滋賀県が管理運営を行っている滋賀県琵琶湖流域下水道事業の維持管理負担金が値上げされるなど、本市の下水道事業の経営環境はより厳しくなると見込まれます。

については、能率的な経営の下における適正な原価を基本として、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、地方公営企業の健全な運営を確保するためには公正妥当な使用料とする増額改定はやむを得ないと判断しました。

### 2) 使用料改定の考え方

具体的な下水道使用料設定の考え方は、次のとおりとしました。

- ① 安定的かつ持続的な経営ができる水準として、経費回収率100%以上を維持することとし、使用料収入で汚水処理に必要な経費を確保する。
- ② 収益的収入の一般会計からの基準外繰入金を、令和9年度から令和16年度までの合計額の30%削減することとし、独立採算の原則に向けて段階的に抑制する。
- ③ 市民生活への影響を考慮し、2段階での改定とする。
- ④ 人口減少等による使用料収入の大きな増加は見込めない状況から、安定経営のためには基本使用料で固定的経費を賄うことが望ましい。  
しかし、下水道事業は固定的経費が収益的支出の大部分を占めることから、基本使用料は固定的経費の概ね30%とする。

- ⑤ 環境や下水道施設に対する負荷を考慮し、排水量の増加に応じて単価が高くなる逓増型の従量使用料を継続する。
- ⑥ 一般家庭が最も多い区分への影響をできるだけ抑える。
- ⑦ 事業所も規模に応じて適正な使用料区分に再編成する。
- ⑧ 特定の区分だけが極端な上げ幅とならないように配慮する。
- ⑨ 公衆浴場排水の使用料は、公衆衛生の向上に寄与していることを考慮し、据え置きとする。

## 2. 改定後の水準と体系

下水道使用料については、現行より約30%の改定率、第1段階で約15%、第2段階で約15%の上げ幅とし、下表の水準及び体系とすることが適正と判断されます。

[表] 使用料体系案（2か月 消費税抜き）

使用料区分	現行		改定後		
	汚水量区分	単価	汚水量区分	単価	
				第1段階	第2段階
基本使用料	0 ~ 20 m <sup>3</sup>	2,476 円	0 ~ 20 m <sup>3</sup>	2,800 円	3,200 円
超過使用料	21 ~ 40 m <sup>3</sup>	133 円	21 ~ 60 m <sup>3</sup>	160 円	170 円
	41 ~ 60 m <sup>3</sup>	143 円			
	61 ~ 100 m <sup>3</sup>	152 円	61 ~ 100 m <sup>3</sup>	180 円	200 円
	101 ~ 200 m <sup>3</sup>	162 円	101 ~ 200 m <sup>3</sup>	190 円	210 円
	201 ~ 1500 m <sup>3</sup>	171 円	201 ~ 1000 m <sup>3</sup>	200 円	220 円
			1001 ~ 1500 m <sup>3</sup>	210 円	230 円
	1501 m <sup>3</sup> ~	200 円	1501 m <sup>3</sup> ~	230 円	260 円
公衆浴場排水	0 ~ 600 m <sup>3</sup>	19,048 円	0 ~ 600 m <sup>3</sup>	19,048 円	19,048 円
	601 m <sup>3</sup> ~	71 円	601 m <sup>3</sup> ~	71 円	71 円

本改定により、本年度以降継続すると見込まれる当期純損失が令和12年度には当期純利益に転じ、健全経営に必要な繰越利益剰余金を確保できることとなります。

ただし、社会情勢の変化が激しい現代において、10年間の収支見込には不確定要素も多いことから、第2段階については、令和10年度以降の審議会において、その時点での社会経済情勢や下水道事業の収支状況等を再検証の上、改定の必要性、水準と体系、実施時期等を判断します。

## 3. 改定の実施時期

使用料改定の実施時期については、将来の使用者への負担を軽減するため、できる

だけ早期に実施することが望ましいが、市民・事業者等への十分な周知期間の確保も必要であることから、第1段階は令和9年5月徴収分（令和9年2月、3月使用分）からとすることが妥当と判断します。また、第2段階は令和12年度を目途とします。

#### 4. 付帯意見

- ①独立採算制を原則とする下水道事業において、現状の収支見込みから使用料改定はやむを得ないものの、社会経済状況の厳しい中、使用料改定のみに依存せず、維持管理経費の縮減や未収金対策など、更なる経営改善の取り組みが必要です。  
また、耐震化や老朽施設の更新などに必要となる費用について、補助事業の活用など財源の確保に努められたい。
- ②社会経済情勢や経営収支状況を適時的確に捉え、適正な使用料とするため、概ね5年毎に定期的な検証と見直しをすることが望まれます。
- ③下水道使用料の改定は市民生活や事業経営に及ぼす影響が大きいことから、使用者に改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、わかりやすい内容で積極的に情報発信を行い、周知に努められたい。

## 5. 甲賀市下水道審議会経過

	開催日	審議内容等
令和7年度 第2回	令和7年8月 8日	・「下水道使用料の改定について」諮問 ・現状、改定の考え方とスケジュールについて
令和7年度 第3回	令和7年8月 29日	・下水道使用料設定の考え方と時期について
令和7年度 第4回	令和7年9月 26日	・原価計算について
令和7年度 第5回	令和7年10月 23日	・原価計算および下水道使用料体系について
令和7年度 第6回	令和7年11月 14日	・下水道使用料体系について
令和7年度 第7回	令和7年12月 18日	・使用料改定後の収支計画について ・答申（案）について
令和7年度 第8回	令和8年 2月 6日	・答申（案）について

## 6. 甲賀市下水道審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	的 場 計 利	受益者代表
副会長	金 森 絵 里	学識経験者 立命館大学教授
委 員	藤 田 喜世隆	学識経験者
委 員	波多野 悠 佳	受益者代表
委 員	青 木 さ ち	受益者代表
委 員	市 井 一 彦	受益者代表
委 員	植 西 由美子	受益者代表
委 員	奥 山 正 史	受益者代表
委 員	藤 本 浩 司	受益者代表 株式会社積水化成品滋賀
委 員	本 松 浩 司	受益者代表 株式会社日立建機ティエラ

## 新体系表（令和9年度以降）

区分別  
下水道使用料 体系表

◇現行単価にそれぞれの改定率をかけたもの。

現行	
汚水量区分	区分別 単価 (税抜)
0~20m <sup>3</sup> (基本料金)	2,476
21~40m <sup>3</sup> (※)	133
41~60m <sup>3</sup> (※)	143
61~100m <sup>3</sup>	152
101~200m <sup>3</sup>	162
201~1000m <sup>3</sup>	171
1001~ 1500m <sup>3</sup>	
1501m <sup>3</sup> 以上	200

案2-1 1段階目		案2-2 2段階目	
区分別単価 (税抜)	現行単価 との増減率	区分別単価 (税抜)	現行単価 との増減率
2,800	113.09%	3,200	129.24%
160	120.30%	170	127.82%
	111.89%		118.88%
180	118.42%	200	131.58%
190	117.28%	210	129.63%
200	116.96%	220	128.65%
210	122.81%	230	134.50%
230	115.00%	260	130.00%

116.97%

128.79%

(※)参考：21m<sup>3</sup>~60m<sup>3</sup>の  
平均単価に対する増減率  
 $133\text{円}+143\text{円}\div 2=138\text{円}$ 

21m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> の 平均単価	138
----------------------------------------------	-----

160	115.94%	170	123.19%
-----	---------	-----	---------

実調定見込額（円）	1,691,978,365	116.42%
改定前後の差額（円）	231,248,665	
全体m <sup>3</sup> 単価（円）	179.7	
基本使用料料金での固定費の割合	29.8%	

1,691,978,365	116.42%	1,879,090,555	129.22%
231,248,665		418,360,855	
179.7		199.6	
29.8%		34.1%	